

令元福個答申第1号
令和元年8月1日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(保健福祉局健康医療部保健予防課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 村上 裕 章
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る非開示決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第49条第1項の規定に基づき、平成30年10月26日付け保予第995号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第134号

「医療保護入院及び応急入院のための移送相談申込書等に記載された個人情報」の保有個人情報非開示決定処分に対する審査請求

答 申

1 審議会の結論

「医療保護入院及び応急入院のための移送相談申込書等に記載された個人情報」（以下「本件個人情報」という。）に関し、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定処分（以下「本件処分」という。）については妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が審査請求人に対して行った、本件個人情報に係る平成30年8月9日付けの本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

- ① 平成30年8月2日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、本件個人情報の開示請求を行った。

なお、審査請求人は、保有個人情報開示請求書に次のように記述している。

- 1 医療保護入院及び応急入院のための移送相談申込書（相談申込者作成）
- 2 警察官臨場の協力について（依頼）（保健所長作成）
- 3 医療保護入院及び応急入院のための移送に関する事前調査票（保健所職員作成）
- 4 診察依頼書（保健所長作成）
- 5 移送協力依頼書（保健所長作成）
- 6 医療保護入院及び応急入院のための移送に関する診察記録表（精神保健指定医作成）
- 7 医療保護入院のための移送に関する同意書（同意者）
- 8 移送に際してのお知らせ（知事あるいは指定市長）
- 9 医療保護入院及び応急入院のための移送記録票

- ② 平成30年8月9日、実施機関は、本件個人情報については、開示請求に係る保有個人情報を保有していないとして本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- ③ 平成30年10月12日、審査請求人は、本件処分について、これを不服として審査庁である福岡市長に対して審査請求を行った。

3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張

している。

審査請求人は保健所職員の主導の下、自宅に不法侵入され拉致されて精神科病院まで移送された。保健所職員の関与は明白であり、関係書類を隠している。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成31年4月22日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 実施機関の事務を掌る事務担当課において、「医療保護入院及び応急入院のための移送」に関して審査請求人の個人情報を保有していなかったため、その旨回答した。

本関係書類の保存期限は5年で、事務所内の鍵付きキャビネットで保存している。なおデータ保存はしていない。保存されている平成25年度以降の台帳を探したが、書類は存在しなかった。

- ② 審査請求人が開示請求した書類は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第34条に基づいて、福岡市長が、その指定する指定医（精神保健指定医）による診察の結果、直ちに入院させなければ医療及び保護を図るうえで著しく支障がある精神障がい者であってその精神障がいのため本人同意に基づく入院が行われる状態にないと判断されたものを、保護者（家族等）の同意の有無に応じ、医療保護入院または応急入院させるため、その者を応急入院指定病院に移送する場合に作成するものである。

審査請求人に関しては、保健所は移送を行っていないため、移送に関する書類は作成していない。

- ③ 審査請求人が主張する保健所職員は現場に同席しているが、移送のためではなく、あくまでも家庭訪問としてである。本件開示請求とは別に、家庭訪問に関する相談記録の開示請求が審査請求人からあり、相談記録を開示決定している。

4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 本件個人情報について

本件個人情報は、医療保護入院及び応急入院のための移送相談申込書、警察官臨場の協力について（依頼）、医療保護入院及び応急入院のための移送に関する事前調査票、診察依頼書、移送協力依頼書、医療保護入院及び応急入院のための移送に関する診察記録表、医療保護入院のための移送に関する同意書、移送に際してのお知らせ、医療保護入院及び応急入院のための移送記録票に記載された個人情報である。

これに対し、実施機関は、本件個人情報を保有していないとして非開示としている。

そこで、当審議会では、本件個人情報の存否について検討する。

(2) 本件個人情報の存否について

審査請求人は、本件個人情報の開示請求において、実施機関が審査請求人の移送を行ったという認識を前提として、その際に実施機関が法令上作成すべきとされている書類の開示を求めているものと認められる。

一方、実施機関は、審査請求人に関しては、精神保健福祉法に基づく移送は行っておらず、審査請求人が求めている書類は作成していないと主張している。

そこで、当審議会においても審査請求人に係る相談記録を見分したが、実施機関が審査請求人の移送を行った事跡は確認できなかった。

審査請求人からは、実施機関の主張を覆すに足りる根拠は示されておらず、他に実施機関の主張に不合理な点も認められないことから、実施機関が本件個人情報を保有しているとは認められない。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成30年10月26日	審査庁から諮問
平成30年11月21日	実施機関から弁明意見書を受理
平成31年 3 月25日 (第202回審査請求部会)	審議
平成31年 4 月22日 (第203回審査請求部会)	実施機関から意見聴取及び審議
令和元年 5 月29日 (第204回審査請求部会)	審議
令和元年 6 月27日 (第205回審査請求部会)	審議
令和元年 7 月29日 (第206回審査請求部会)	審議